

猿払村立学校ホームページ運用方針

猿払村立小・中学校でホームページを作成しインターネット上に公開するにあたり、個人情報や著作権の保護の観点から必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 学校ホームページ公開の目的

- (1) 学校の特色や教育活動について保護者・地域社会に紹介し、学校教育活動への理解と協力を得るとともに、開かれた学校づくりの一環とする。
- (2) 児童生徒の学習成果や活動を公開し、児童生徒の学習活動をさらに深めることにつなげる。

第2 学校ホームページの管理・運営

- (1) 各校のホームページの管理者（以下「管理者」という。）は学校長とする。
- (2) 管理者は、公式ホームページの運用担当者（以下「運用担当者」という。）を選任し、ホームページの適正な運営にあたらせる。
- (3) 運用担当者は、本運用方針をもとにホームページの作成・更新及び削除を行う。
- (4) ホームページの公開にあたっては、その内容について管理者が公開の可否の判断をする。

第3 学校ホームページの作成にあたって

- (1) 児童生徒及び教職員の個人情報（氏名・住所・電話番号・成績・家族に関する情報等。ただし校長の職氏名は除く。）は、原則として掲載しない。表彰や大会等の結果を掲載する場合については、学年と名字イニシャルのみとする。
- (2) 写真については教育活動の様子を伝えるものとし、二次転用を抑制するため写真を適切に加工等により個人が特定できない状態で掲載する。
- (3) 絵や作文等、学習の成果としての児童生徒の作品の著作権については、十分配慮する。
- (4) 学校ホームページから他に対するリンクは、教育的目的効果に十分配慮し、設定するものとする。
- (5) 学校ホームページの作成・更新及び削除の作業は学校備品の機器により行うものとし、掲載用写真等の画像データは学校備品の機器又は記録媒体に保存されたものを使用する。

第4 ホームページの内容

(1) 掲載する標準的な内容

- ① 学校紹介（住所・電話番号・沿革・学校目標等）
- ② 教育課程等（年間学校行事予定表、いじめ防止基本方針、学校評価）
- ③ 学校だより（個人が特定できる情報は加工修正又は掲載しない）、学校の出来事
- ④ その他、教育効果があると認められるもの、または広く学校を知ってもらう上で必要と認められるもの

(2) 掲載してはならない内容

- ① 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの
- ② 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり不利益をもたらしたりするもの
- ③ 営利を目的にしたもの
- ④ 児童及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの

- ⑤ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- ⑥ 犯罪行為に結び付く恐れのあるもの
- ⑦ その他、学校ホームページに掲載する内容として管理者がふさわしくないと判断したもの

第5 運用方針の明示

本運用方針は、学校ホームページ上に明示するものとする。

第6 その他

- (1) 公開されたホームページに何らかの問題が発生した場合は、管理者の監督のもと運用担当者が速やかに適切な対応をとる。
- (2) 本運用方針の見直しや修正については、村校長会及び情報教育推進委員会の意見を踏まえ、教育委員会において行うものとする。

附則

この運用方針は、令和7年9月2日から施行する。